

# 令和4年度

## 《 総合評価落札方式における賃上げを 実施する企業に対する加点措置について 》

---

令和4年1月17日

### 近畿地方整備局(港湾空港関係)

- ・本資料は、近畿地方整備局港湾空港部ホームページサイトに掲載しております。  
<http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/contract.html>
- ・本資料は変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。

## 1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての政府調達。  
但し、令和4年4月1日以降に契約を締結する予定であっても、既に公告を行っているなどの事情があるものは対象外とする。

## 2 評価項目

以下のいずれかを入札者が選択。

(1) 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を通知する率以上増加させる旨を従業員に表明。

(2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を通知する率以上増加させる旨を従業員に表明。

※ 中小企業等においては、「給与総額」

## 3 評価方法

総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して加点。加点にあたり評価者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。

## 4 賃上げ実績の確認

契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに確認。なお、確認に当たっては、2(1)の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較。また、2(2)の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較。

※ 中小企業等においては、比較すべき金額は、2(1)の場合は「合計額」、2(2)の場合は「支払金額」

## 5 賃上げ基準に達していない者について

契約担当官等は、上記4の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合は、別途契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、政府調達総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

## 6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債(複数年)契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点。

※ 事業の同一性が確認される契約で4か年以上の国債による契約が該当

## 7 入札説明書等への記載について

契約担当官等は入札説明書等に記載することにより、実施のために必要な措置を行う。

## 8 その他

本評価項目において中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。但し、同条第6項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

## 配点例(工事および建設コンサルタント業務等)

### (1) 工事

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明【大企業】	<u>加算点の5%以上の整数</u>
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明【中小企業等】	

### (2) 建設コンサルタント業務等

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明【大企業】	<u>技術点の5%以上の整数</u>
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明【中小企業等】	

# 参考 総合評価の方法

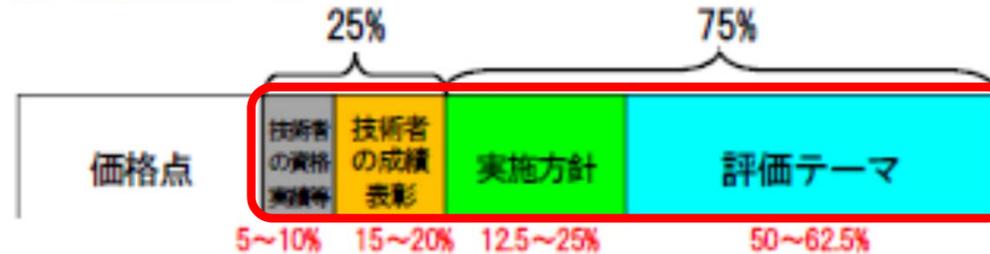
## 【工事の場合】 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

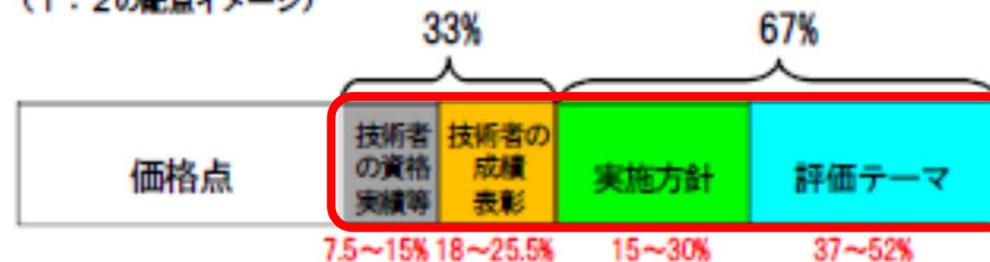
- 標準点：競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

## 【業務の場合】 加算方式

(1:3の配点イメージ)



(1:2の配点イメージ)



この部分の  
5%相当以上  
を加点

# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

## 【工事における加点及び減点】

近畿地方整備局  
(港湾空港関係)

近畿地方整備局（港湾空港関係）運用

工事における配点内訳（R4d契約） 賃上げ加点

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		WTO (S型)	(SⅠ型)	(SⅡ型)	I型（施工 計画重視）	I型	II型
技術提案等	技術提案（テーマ）	60点	40点	30点	－	－	－
	施工計画	－	－	－	20点	－	－
企業能力	実績、成績、作業船保有等	－	10点	7点	7点	14点	14点
技術者能力	実績、成績、資格等	－	10点	7点	7点	14点	14点
地域貢献等		－	－	6点	6点	12点	12点
小計		60点	60点	50点	40点	40点	40点
賃上げを実施する企業に対する加点		4点	4点	3点	3点	3点	3点
合計		64点	64点	53点	43点	43点	43点

(参考) 加点を受けた落札者が、実績確認の結果賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、同者に対し加点より大きな割合の減点措置						
	▲5点	▲5点	▲4点	▲4点	▲4点	▲4点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。

# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

## 【業務における加点及び減点】

近畿地方整備局  
(港湾空港関係)

近畿地方整備局（港湾空港関係）運用

業務における配点内訳（R4d契約） 賃上げ加点

評価項目		技術点			
		標準 (1:3)	標準 (1:2)	簡易型	業務能力 重視型
技術者 評価	資格・実績等	36点	24点	36点	—
	成績・表彰	54点	54点	36点	—
技術提案 評価	実施方針等	70点	84点	72点	—
	技術提案（評価テーマ）	200点	138点	—	—
	業務理解度	—	—	—	60点
小計		360点	300点	144点	60点
賃上げを実施する企業に対する加点		19点	16点	8点	4点
合計		379点	316点	152点	64点

（参考）加点を受けた落札者が、実績確認の結果賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、同者に対し加点より大きな割合の減点措置

▲20点

▲17点

▲9点

▲5点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。